

茨城県報

第5396号

昭和41年5月2日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●国民健康保険医の登録	1
●青果物市場開設期間の更新	1
●昭和41年度定期種牡畜検査の施行	2
●春蚕繭及び夏秋蚕繭の基準共済掛金率	6
●木材業者の登録	6
●下妻市高道祖土地改良区定款変更の認可	7
●辰ノ口堰土地改良区定款変更の認可	7
●小野川地区土地改良事業の認可	7
●県営野田奈川地区土地改良事業計画の縦覧	7
●県営福岡堰下流地区土地改良事業計画の縦覧	7
●菊池熊寿ほか23名土地改良事業の認可	8
●福岡堰土地改良区定款変更の認可	8

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

●昭和40年度歳入歳出補正予算及び昭和41年度歳入歳出予算の要領	8
----------------------------------	---

訓 令

●茨城県地方振興会議規程の一部改正	9
-------------------	---

公 告

●土地立ち入り調査(6件)	10
●宅地建物取引業者の免許事項変更	12
●建築許可に関する聴聞(6件)	12
●土地改良区役員の就退任	15

雑 報

●市町村長の当選	16
----------	----

告 示

茨城県告示第522号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、登録政令第9条の規定により公示する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記号・番号	登録年月日	国 保 医 名
茨国医 2211	41. 3. 14	井 上 善 弘
〃 2212	41. 4. 8	茂 木 喬
茨国歯 717	41. 2. 16	浅 倉 務
茨国薬 496	41. 3. 12	大 崎 朋 子

茨城県告示第523号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、下記市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和41年5月2日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

市 場 名	所 在 地	許可年月日	許 可 期 間
常 陽 青 果 市 場	水戸市五軒町1丁目2番22号	昭和 41年4月13日	昭和41年5月15日から 昭和44年5月14日まで
東 海 中 央 青 果 市 場	那珂郡東海村舟石川富士山前 612の5	〃	昭和41年5月17日から 昭和44年5月16日
那 珂 湊 青 果 市 場	那珂湊市田中後7475の1	〃	昭和41年5月17日から 昭和44年5月16日まで

茨城県告示第524号

茨城県種牡畜検査条例に基づく昭和41年度定期種牡畜検査を下記のとおり施行する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 検査の目的

家畜の改良増殖を図るため種付の用に供する種牡畜の検査を実施する。

2 検査の対象となる家畜

種付の用に供する豚、めん羊、山羊

3 検査実施区域

鉾田家畜保健衛生所管内

潮来 〃

石岡 〃

筑波 〃

中央 〃

境 〃

4 検査日程

昭和41年度定期種牡畜検査日程

1 鉾田家畜保健衛生所管内

検査月日	検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数			備 考
	郡 市 町 村	場 所	豚	めん羊	山 羊	
5月10日	鹿島郡旭村	吉 川 公 通方	8		2	
〃 〃	〃 〃	佐 藤 正 一方	5		—	
〃 11日	〃 〃	片 田 三 義方	6		1	
〃 〃	〃 〃	米 川 新 衛方	3		—	
〃 12日	〃 大洋村	取 次 清方	6		—	

(第三種郵便物認可)

5月12日	鹿島郡大洋村	田 口 栄方	8		—	
" 13日	" "	飯 島 美佐男方	5		—	
" 16日	行方郡玉造町	鈴 木 小衛門方	8		3	
" "	" "	山 口 忠 一方	5		—	
" 17日	" 北浦村	池 田 誠 一方	3		—	
" "	" "	境 博 雄方	2		—	
" 18日	鹿島郡鉾田町	井 坂 仁 一方	3		2	
" "	" "	鈴 木 末 彦方	3		3	
" 19日	" "	菊 地 義 儀方	5		—	
" "	" "	兼 平 靖方	4		—	
計			74		11	

2 潮来家畜保健衛生所管内

検査月日	検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数			備 考
	郡 市 町 村	場 所	豚	めん羊	山 羊	
6月6日	行方郡麻生町	高 木 誠方	9		1	
" "	" "	大 里 大 吉方	5		—	
" 7日	" "	大 里 子ノ松方	6		—	
" "	" "	大 森 明 雄方	6		—	
" 9日	" 牛堀町	黒 田 福 三方	5		—	
" 11日	" 潮来町	高 橋 純 雄方	5		—	
" "	" "	須 貝 政 寿方	8		1	
" 13日	鹿島郡大野村	小 沼 常 雄方	5		—	
" "	" "	津 賀 精 一方	10		1	
" 14日	" 鹿島町	猿 田 重 忠方	10		—	
" "	" "	重 藤 義 雄方	5		—	
" 15日	" "	黒 沢 四 郎方	4		—	
" "	" "	額 賀 勲方	5		—	
" 20日	" 神栖村	池 田 要 平方	10		—	
" 21日	" 波崎町	溝 口 富 造方	7		1	
" "	" "	長谷川 光 男方	8		—	
計			108		4	

3 石岡家畜保健衛生所管内

検査月日	検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数			備 考
	郡 市 町 村	場 所	豚	めん羊	山 羊	
5月10日	新治郡千代田村	鈴木儀三郎方	15		—	
〃 11日	石岡市	家畜保健衛生所	20		1	
〃 12日	新治郡小川町	長谷川正平方	18		—	
〃 13日	東茨城郡美野里町	大和田栄方	15		—	
〃 17日	新治郡八郷町	津布久恒治方	25		4	
〃 18日	〃 出島村	松葉武方	20		1	
〃 19日	〃 新治村	萩島与市方	15		—	
〃 20日	〃 桜村	細田寿郎方	10		1	
〃 24日	〃 玉里村	玉川農協	8		—	
〃 25日	土浦市	池島友衛方 羽島実	15		—	
計			161		7	

4 筑波家畜保健衛生所管内

検査月日	検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数			備 考
	郡 市 町 村	場 所	豚	めん羊	山 羊	
5月17日	筑波郡谷田部町	谷田部高校	15		1	
〃 18日	〃 豊里町	平泉赳男方	17		3	
〃 19日	〃 大穂町	斎藤国一方	14		—	
〃 20日	〃 筑波町	高橋虎吉方	18		2	
計			64		6	

5 中央家畜保健衛生所管内

検査月日	検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数			備 考
	郡 市 町 村	場 所	豚	めん羊	山 羊	
5月6日	東茨城郡御前山村	御前山村役場	—		3	
〃 9日	〃 桂村	桂村役場	9		2	
〃 10日	〃 常北町	常北町役場	4		2	
〃 11日	〃 内原町	内原町役場	3		3	
〃 12日	水戸市開江町	小林長重方	7		—	

5月12日	水戸市加倉井町	中 野 昭方	6	—	
" 13日	" 中河内町	大 森 安 雄方	6	—	
" "	" 河和田町	大 内 定 雄方	6	—	
" 16日	東茨城郡茨城町	小 室 秀 俊方	8	2	
" "	水戸市酒門町	栗 原 千 豊方	4	—	
" 17日	東茨城郡茨城町	茨 城 町 役 場	14	—	
" "	" "	川 上 久 男方	7	—	
" 18日	" 常澄村	常 澄 村 役 場	3	1	
" "	" "	新 井 正 四方	5	—	
" 19日	" "	加・藤 政 治方	9	—	
" "	" 大洗町	大 洗 町 役 場	3	—	
" 20日	那珂湊市	那 珂 湊 市 役 所 前	6	—	
" "	" 部田野	横須賀 忠 一 方 黒 沢 直 七	4	—	
" 23日	勝田市武田	川 又 秋 雄方	5	4	
" "	" 中根	鈴 木 英 一方	6	—	
" 24日	" 馬渡	公 民 館 前	8	—	
" "	" 長砂	照 沼 倉 七方	6	—	
計			129	17	

6 境家畜保健衛生所管内

検査月日	検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数			備 考
	郡 市 町 村	場 所	豚	めん羊	山 羊	
5月10日	猿島郡総和村	山 室 長三郎方	4			
" 11日	" "	浜 野 武方	4			
" 12日	" "	箭 内 雄 雄方	2			
" "	" "	長 浜 芳 男方	2			
" 13日	" 境町	高 橋 忠 弥方	6			
" 14日	" "	山 中 彦 次方	7			
" 17日	" 岩井町	飯 田 為三郎方	6			
" 18日	" "	飯 田 茂 吉方	2			
" "	" "	石 川 靖 典方	3			
" 20日	" 五霞村	五 霞 農 協	1			

(第三種郵便物認可)

5月21日	古河市中田	今 泉 浅 市方	4			
" 24日	" 末広町	光 山 浅 市方	5			
" 25日	猿島郡猿島町	金 子 長 吉方	3			
" 26日	" "	藤 井 政 夫方	2			
" "	" "	倉 持 義 之方	3			
6月2日	" 三和村	幸 島 農 協	4			
" 3日	" "	八 俣 農 協	4			
計			62			

茨城県告示第525号

茨城県久慈郡水府村農業共済組合における農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第108条第3項の規定に基づき、春蚕繭及び夏秋蚕繭に適用する基準共済掛金率を次のように定め、昭和41年産のものから適用する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 基準共済掛金率 春 蚕 繭 5 Z (3.9%)
夏秋蚕繭 4 Z (7.1%)
- 2 収 繭 量 区 分 春 蚕 繭 A
夏秋蚕繭 A

茨城県告示第526号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和41年5月2日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第1種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所、在、地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 41. 4. 25	北振 第3号	水戸市谷津町141		大沢 久雄		前記に同じ	第1種
"	" 第4号	" 裡信願寺町 1283	上野材木店	上野 貞男	前記に同じ	前記に同じ	"
"	" 第5号	" 千波町 海道付1884	株式会社 水戸木材市場	代表取締役 鈴木 重明	同 上	同 上	"

茨城県告示第527号

昭和41年3月21日付で下妻市高道祖土地改良区から申請のあつた定款変更を、昭和41年4月25日認可した。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第528号

昭和41年3月27日付で辰ノ口堰土地改良区から申請のあつた定款変更を、昭和41年4月26日認可した。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第529号

昭和40年12月23日茨城県告示第1476号による小野川土地改良区の小野川地区土地改良事業は、昭和41年4月23日認可した。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第530号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき県営野田奈川地区土地改良事業につき土地改良事業計画を定めたので、土地改良法第87条第4項の規定により公示し、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

野田奈川地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和41年5月6日から5月26日まで

3 縦覧の場所 桜川村役場

茨城県告示第531号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき県営福岡堰下流地区土地改良事業につき土地改良事業計画書を定めたので、土地改良法第87条第4項の規定により公示し、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

福岡堰下流地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和41年5月6日から5月26日まで

3 縦覧の場所 伊奈村役場

茨城県告示第532号

昭和40年11月17日付で常陸太田市西河内上町2304菊池熊寿ほか23名から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法第95条第1項の規定により、昭和41年4月25日認可した。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第533号

昭和41年3月8日付で福岡堰土地改良区から申請のあつた定款変更を、昭和41年4月25日認可した。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第6号

昭和40年度歳入歳出補正予算及び昭和41年度歳入歳出予算の要領は、次のとおりである。

昭和41年5月2日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管 理 者 岩 上 二 郎

昭和40年度鹿島臨海工業地帯開発組合歳入歳出補正予算

歳 入		歳 出	
款 項	補正予算額 千円	款 項	補正予算額 千円
2 鹿島臨海工業地帯造成事業収入	△ 485,419	2 総 務 費	2,248
1 事 業 収 入	△ 485,419	1 総 務 管 理 費	2,248
3 財 産 収 入	6,540	3 事 業 費	△ 334,269
1 財 産 売 払 収 入	6,540	1 用 地 買 収 費	△ 156,486
5 諸 収 入	14,663	2 補 償 費	△ 172,459
2 貸付金元利収入	14,123	3 用地取得対策費	△ 5,324
3 雑 入	540	4 公 債 費	△ 847,195
6 組 合 債	△ 715,000	1 公 債 費	△ 847,195
1 組 合 債	△ 715,000		
合 計	△ 1,179,216	合 計	△ 1,179,216

昭和41年度鹿島臨海工業地帯開発組合歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款 項	予 算 額 千円	款 項	予 算 額 千円
1 分担金及び負担金	40,000	1 議 会 費	3,109
1 分 担 金	40,000	1 議 会 費	3,109
2 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入	3,100,000	2 総 務 費	149,931
1 事 業 収 入	3,100,000	1 総 務 管 理 費	149,713
3 財 産 収 入	37,929	2 監 査 委 員 費	218
1 財 産 売 払 収 入	37,929	3 事 業 費	1,593,060
4 繰 越 金	3,784	1 用 地 買 収 費	226,958
1 繰 越 金	3,784	2 補 償 費	1,276,422
5 諸 収 入	15,018	3 用 地 取 得 対 策 費	89,680
1 組 合 預 金 利 子	500	4 公 債 費	1,440,631
2 貸 付 金 元 利 収 入	13,252	1 公 債 費	1,440,631
3 雑 収 入	1,266	5 予 備 費	10,000
		1 予 備 費	10,000
合 計	3,196,731	合 計	3,196,731

訓 令

茨城県訓令第11号

茨城県地方振興会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県地方振興会議規程の一部を改正する訓令

茨城県地方振興会議規程(昭和38年茨城県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第17号から第21号までを次のように改める。

- (17) 道路補修事務所
- (18) 工業用水道事務所
- (19) 水道事務所
- (20) 水道建設事務所
- (21) ダム建設事務所
- (22) 都市建設事務所

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

公 告

●土地立ち入り調査について

県営かんがい排水事業山川沼地区の計画樹立のため、県の職員が下記により土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
- 3 立ち入り場所 結城市大字上山川、矢畑、芳ヶ崎、山王、今宿、粕札、山川新宿、大木、
浜野辺、新宿新田
- 4 立ち入り期間 昭和41年5月2日から昭和42年3月31日まで
- 5 立ち入りする者 茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り調査について

県営かんがい排水事業村田村外3ヶ村地区の計画樹立のため、県の職員が下記により土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
- 3 立ち入り場所 下館市茂田、深見、徳持、上川中子、川連、大塚、川澄一円
真壁郡明野町大字村田、海老江、吉田、竹垣、古内、下川中子、大林、
東保末、築地、寺上野、赤浜、高津、成井、鷺島、中上
野
〃 協和町大字向川澄、横塚
- 4 立ち入り期間 昭和41年5月2日から昭和42年3月31日まで
- 5 立ち入りする者 茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り調査について

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、石下地区計画樹立のため、県の職員が下記により土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和41年 5 月 2 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
- 3 立ち入り場所 結城郡石下町大字本石下、豊田、新石下、本豊田、館方一円
- 4 立ち入り期間 昭和41年 5 月 2 日から昭和42年 3 月31日まで
- 5 立ち入りする者 茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り調査について

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業協和地区の計画樹立のため、県の職員が下記により土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和41年 5 月 2 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
- 3 立ち入り場所 真壁郡協和町大字蓬田、門井、井出、蛭沢、新治、久地楽、三郷、蓮沼、
細田、谷永島、桑山
西茨城郡岩瀬町上ノ原新田
- 4 立ち入り期間 昭和41年 5 月 2 日から昭和42年 3 月31日まで
- 5 立ち入りする者 茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り調査について

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業関域地区の計画樹立のため、県の職員が下記により土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和41年 5 月 2 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県

- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
- 3 立ち入り場所 真壁郡関城町大字井上、関本、藤ヶ谷、犬塚、板橋一円
- 4 立ち入り期間 昭和41年5月2日から昭和42年3月31日まで
- 5 立ち入りする者 茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り調査について

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業和田、岩手地区の計画樹立のため、県の職員が下記により、土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業調査のため
- 3 立ち入り場所 久慈郡水府村大字和田、東連地一円
久慈郡金砂郷村大字下利員、岩手、高柿、竹合、瀬良田、花房、葉谷、松栄一円
- 4 立ち入り期間 昭和41年5月2日から昭和46年3月31日まで
- 5 立ち入りする者 茨城県常陸太田土地改良事務所職員

●宅地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免許年月日	商号又は名称 申請人氏名	免 許 変 更 事 項
172	41. 3. 25	潮来土地 方波見 正 治	申請人の住所変更 旧 鹿島郡鹿島町宮中2431-2 新 行方郡北浦村大字山田1195

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 聴 聞 期 日 昭和41年5月10日午前11時
- 聴 聞 場 所 勝田市高野栗河野547の2

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関する事。
引火性溶剤を用いるドライクリーニング(ドライ工場の新築)

申請者住所氏名 勝田市高野栗河野547の2 池 上 義 信

建築物構造規模 木造平家建瓦葺23.49 m^2 新築 既存54.45 m^2
原動機2HP新設

建築物の位置 勝田市高野栗河野547の2

敷 地 面 積 495 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年5月9日午前11時

聴 聞 場 所 下館市泉町乙539

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関する事。
裁縫で出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用するもの(ミシン5台に原
動機設置)

申請者住所氏名 下館市泉町乙539 広 沢 義

建築物構造規模 木造平家建鉄板葺81.67 m^2 既存内作業場19.8 m^2
原動機2.5HP新設

建築物の位置 下館市泉町乙539

敷 地 面 積 132 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年5月13日午前11時

聴 聞 場 所 勝田市泉町4の16

聴 聞 事 項 商業地域内において下記の建築物の許可に関する事。
引火性溶剤を用いるドライクリーニング(ドライ工場の新築)

申請者住所氏名 勝田市泉町4の16 稲 見 浩 二

建築物構造規模 木造平家建鉄板葺9.9 m^2 新築 既存79.2 m^2
原動機1HP増設 1HP既設

建築物の位置 勝田市泉町4の16

敷地面積 $165m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴聞期日 昭和41年5月13日午後2時

聴聞場所 勝田市大成町15の14

聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

引火性溶剤を用いるドライクリーニング（既存建築物でドライクリーニングをする。）

申請者住所氏名 勝田市大成町15の15 亀山弘衛

建築物構造規模 補強コンクリートブロック造平家建 $13.2m^2$ 既存 既存 $39.6m^2$

原動機 $1\frac{1}{4}HP$ 新設

建築物の位置 勝田市大成町15の14

敷地面積 $113.85m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴聞期日 昭和41年5月7日午前11時

聴聞場所 水戸市渡里町2696

聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

木材の引割若しくはかんな削りで出力の合計が $0.75KW$ をこえる原動機を使用するもの（木工所に原動機設置）

申請者住所氏名 水戸市渡里町2696 大野善行

建築物構造規模 木造平家建鉄板葺 $59.4m^2$ （既存） 既存 $49.5m^2$ 住宅

原動機 $3.5HP$ 新設

建築物の位置 水戸市渡里町字新田後2696

敷地面積 $237.6m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

昭和41年5月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年5月10日午後2時
聴 聞 場 所 勝田市表町5の5
聴 聞 事 項 商業地域内において下記の建築物の許可に関すること。
引火性溶剤を用いるドライクリーニング(ドライ工場の新築)
申請者住所氏名 勝田市表町5の5 根 本 勇
建築物構造規模 コンクリートブロック、木造平家建鉄板葺7.84㎡新築 既存106.2㎡
原動機1HP新設
建築物の位置 勝田市表町5の5
敷 地 面 積 134.94㎡

●土地改良区役員の就退任

土浦市大字小山崎1008番地に事務所をおく都和土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年5月2日

茨城県土浦土地改良事務所長 照 沼 正 元

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡新治村大字下坂田2010番地	理 事	久保谷 定 郎	
〃 〃 〃 2026番地	〃	永 堀 栄 吉	
土浦市大字小山崎1008番地	〃	日 野 正 一	理 事 長
〃 〃 〃 925番地	〃	樋 口 千 文	
新治郡新治村大字本郷2062番地	〃	岩 瀬 文 一	
〃 〃 〃 1605番地の2	〃	萩 島 信 吾	
土浦市大字常名5457番地	〃	熊 谷 元 衛	
〃 大字中貫2924番地	〃	前 島 弘	
〃 〃 3113番地	〃	小 松 安 一	
〃 〃 3171番地	監 事	尾 曾 一 二	
新治郡新治村大字下坂田1982番地	〃	野 村 富 良	
土浦市大字中貫1920番地の1	理 事	久 松 亨	
〃 大字虫掛2412番地の2	〃	伊 藤 政 一	
新治郡新治村大字本郷 ¹⁶⁹⁸ ₁₆₉₉ 番地の1	〃	田 上 長一郎	
〃 〃 〃 1553番地	監 事	岩 瀬 寿 一	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市大字中貫1920番地の1	理 事	久 松 亨	理 事 長
〃 〃 1921番地の1	〃	久 松 清	
〃 〃 3197番地	〃	奥 村 源 二	
〃 〃 2921番地の2	〃	前 島 茂 雄	
〃 大字常名5467番地	〃	熊 谷 乾	
〃 大字小山崎970番地	〃	村 山 正 義	
新治郡新治村大字本郷2119番地	〃	小 林 省 三	
土浦市大字虫掛2412番地の2	〃	伊 藤 政 一	
新治郡新治村大字本郷 ¹⁶⁹⁸ ₁₆₉₉ 番地の1	〃	田 上 長一郎	
〃 〃 大字上坂田1469番地	〃	鎌 田 義 教	
〃 〃 大字永井694番地	〃	前野 七左衛門	
土浦市大字木田余1179番地	〃	天 谷 丑之助	
新治郡新治村大字本郷1553番地	監 事	岩 瀬 寿 一	
〃 〃 大字大畑1559番地	〃	内 村 辰之進	
土浦市大字中貫3158番地	〃	池 野 政 吉	

 雑 報

●市町村長の当選

4月24日に行なわれた鹿島町長再選挙の結果、次の者が当選した。

永 野 武 勇

4月24日に行なわれた桂村長選挙の結果、次の者が当選した。

大 森 三 千 三

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号  
発行所 茨 城 県  
発行人

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所